

箕面市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者募集要項

1. 募集の内容について

箕面市役所本館1階ロビー内のスペースを有効活用していただける民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）の設置にあたり、来庁者及び周辺往来者の利便性の向上に資する事業の提案を広く公募し、その内容を比較し、最も優秀な事業の提案をしていただいた事業者を選定するために実施するものです。

2. 業務の概要

（1）業務内容

来庁者等に対する商品販売等

（2）施設概要

運営場所：箕面市役所本館1階ロビー内

住 所：箕面市西小路四丁目6番1号

使用面積：約50㎡（別添図面参照） ※1

※1：コンビニの設置予定場所である市役所本館1階ロビーは、既存の自動交付機コーナーを平成29年11月末以降に撤去するのに併せて改修工事を実施する予定であり、当該工事の設計の中で運営事業候補者と協議のうえ詳細な使用面積を決定します。

（3）追加できる業務（館内自動販売機の運営）

現在、市役所館内に設置している自動販売機のうち、下記の場所での自動販売機の運営を応募業務に追加することができますので、事業者が希望する場合は、その旨を企画提案書に明記してください。

①市役所本館地下：現行は飲料5台、たばこ1台。約6㎡

②市役所別館1階（市民会館入口）：現行は飲料2台。約5㎡

3. 応募資格条件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- （1）市役所等の公共施設内において、1年以上コンビニの運営実績を有する者であること。
- （2）運営会社（チェーン本部）が応募を行うこと。
- （3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （4）会社再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- （5）税を完納し滞納がないこと。
- （6）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定められている暴力団または

- 暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関与していないこと。
- (7) 応募書類提出時点において、箕面市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 業務を円滑に遂行するための安全かつ健全な財務能力を有すること。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体またはその団体に属するものではないこと。

4. 運営条件等

(1) 運営方法

チェーン本部による直営店舗またはフランチャイズ加盟店が運営する店舗としますが、フランチャイズ加盟店が店舗を運営する場合は、チェーン本部が最終責任を負うものとします。

なお、フランチャイズ加盟店による運営について、本市職員厚生会をそのオーナーとして提案いただくことも可とします。(ただし、本市職員厚生会をフランチャイズオーナーとする提案については、同理事会での承認が停止条件となります。)

(2) 行政財産使用許可

地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可を受けることによりコンビニを運営していただきます。

(3) 使用許可期間

許可日からその年度の末日まで ※2

以降は、平成34年度まで1年単位で更新を行えるものとし、その旨を付記した設置・運営に係る覚書を締結します。

平成35年度以降については、期間満了の6ヶ月前までに双方協議の上で運営期間延長の可否について決定するものとします。

※2：上記※1の本館1階ロビー改修工事の設計の中で、運営事業者によるコンビニの設置工事が可能となる日を定め、その日を許可日とします。

(4) 使用料

箕面市公有財産規則の規定に基づき算出した行政財産使用料となります。※3
使用料は、市が発行する納入通知書により毎年度当初に（初年度は許可後速やかに）納入してください。

※3：年間参考使用料（消費税込み）は、本館50㎡で424,430円
本館6㎡で50,931円
別館5㎡で85,035円

(5) 営業日及び営業時間

市役所開庁日（日曜日、国民の祝日及び振替休日、12月29日から1月3日までの年末年始期間以外の日）の開門時間プラス前後15分（午前8時15分から午後6時00分）は必ず営業を行うものとし、閉庁日及び閉門時間中の営業に

については提案によるものとします。

なお、閉庁日及び閉門時間中に営業を行う場合は、来店客がロビー内に進入できないような措置を講じてください。

ただし、市役所の警備上、来庁者用駐車場のうちB・C駐車場は閉庁日及び閉門時間中、A駐車場は開庁日の午後10時から翌8時まで及び年末年始期間は、原則として閉鎖しているのをご留意ください。

(6) 販売・サービス品目

- ・販売、サービス品目は、一般コンビニで扱う商品（弁当、パン、飲料品、たばこ、酒類、日用品等）を念頭に提案してください。
- ・住民票の写し等の証明書交付サービスの可能なマルチコピー機、及び公共料金・公金（市税、国民健康保険料等）の収納は、必須サービスとします。
- ・成人向け図書等の市役所内での販売が相応しくないもの、その他市が不相当と判断した商品、サービスの提供はできません。
- ・市が指定した商品（市の名産品等）の販売に協力していただく場合があります。
- ・館内自動販売機の運営も希望する場合は、その商品内訳も提案してください。

(7) 表示物

貼り紙、看板等の表示物の大きさ、デザイン等は、市役所的美観を損ねることのないよう、提案をもとに市と協議し決定するものとします。

(8) 使用許可範囲の厳守

本館1階ロビーは、来庁者が手続き等で待機していただくスペースのため、使用許可範囲以外では、物品、看板等の掲出、また在庫置場や更衣室等を設置することはできません。

(9) 関係法令上の手続き

コンビニの運営に伴い必要となる関係法令上の手続きについては、すべて運営事業者の責任において行います。

(10) 経費負担区分

コンビニの設置に要する工事費（※4）、使用した光熱水費、通信費、維持管理費、修繕費、廃棄物処理費その他運営に係る一切の費用は、下表のとおり運営事業者が負担することを原則とします。

なお、光熱水費については、子メーターが表示する各月の使用量に相当する額を市が計算し請求します。

適用		負担区分	箕面市負担	事業者負担
		内装設備	壁・床・天井等の改修	—
電気設備	電灯・コンセント	受電設備の改修 使用区画までの配管・配線工事		左記以降の全工事

衛生設備	給排水設備	使用区画までの配管工事	左記以降の全工事
空調設備	空調設備	—	全て
防火設備	火災報知機、誘導灯、排煙窓	法定要求基準の設置・維持	店舗設計に起因するその他の工事
	消火器	—	使用区画内設置分
通信関係	電話設備、インターネット環境整備	—	全て
清掃関係	ごみ、清掃、害虫駆除、衛生検査	—	全て
広告宣伝	外装、看板等	—	全て
保険	火災保険等	建物躯体のみ	左記以外全て
その他諸経費	光熱水費、通信費、維持管理費、修繕費等	—	全て（子メーターの設置含む）

※４：工事費については、上記※１の本館１階ロビー改修工事に伴い必要なものは市の負担としますが、詳細な負担区分は当該工事の設計の中で運営事業候補者と協議のうえで決定します。

(11) 庁舎維持管理への協力

- ・商品等の搬出入の際は、市の業務の妨げとならないよう注意して行ってください。また大量に商品を搬出入する等で、長時間を要する場合あるいは大型車両の駐車が必要となる場合等は、事前に市と調整してください。
- ・市役所庁舎における、設備点検による停電、断水作業のほか、改修、工事の際には、協力をお願いします。

(12) 原状回復

運営事業者は、コンビニの運営期間が満了するときは、使用許可期間の末日までに速やかに使用範囲の原状回復を行い、市に対して円滑な施設の引渡しを行うものとします。なお、事業終了時の施設の引き渡し状態については、市と協議の上で決定するものとします。

(13) 損害賠償

運営事業者がコンビニを運営するにあたり、市または第三者に損害を与えたときは、すべて運営事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

5. 応募スケジュール

項目	日程
公募開始	平成29年11月22日（水）
参加申込締切	平成29年12月5日（火）午後3時30分まで
現地確認	平成29年12月5日（火）午後4時～5時

質疑書の受付期限	平成29年12月7日(木)
質疑書に対する回答	平成29年12月11日(月)まで随時
企画提案書の受付期限	平成29年12月18日(月)
応募者プレゼンテーション	平成29年12月下旬(参加申込者に別途通知)
運営事業候補者決定	平成29年12月下旬
コンビニ設置工事開始	平成30年2月以降
コンビニ営業開始	平成30年4月頃

6. 参加申し込み

(1) 期間及び時間

平成29年11月22日(水)～12月5日(火) 午前9時から午後5時

※12月5日のみ午後3時30分まで。土曜日、日曜日を除きます。

(2) 応募書類 各1部

①参加申込書【様式1】

②全部事項証明書〔履歴事項証明書〕 ※発行後3ヵ月以内

③印鑑(登録)証明書 ※発行後3ヵ月以内

④誓約書【様式2】

⑤納税証明書(直近1ヶ年分)

⑥財務諸表(直近1ヶ年分) ※貸借対照表、損益計算書等

⑦コンビニの運営実績が分かる書類

(3) 申込方法

持参、または郵送(期限必着)によること。

7. 現地確認

(1) 日時

平成29年12月5日(火) 午後4時から5時

(2) 出席者

公募に参加申し込みした各事業者3人までの出席とします。

8. 質疑書及びその回答

(1) 提出方法

本公募に関する質疑がある場合は、質疑書【様式3】を提出してください。

・受付期限：平成29年12月7日(木) 午後5時まで

・受付方法：電子メールによる(jyuutaku@maple.city.minoh.lg.jp)

(2) 回答方法

箕面市ホームページに掲載します。

8. 企画提案書の受付

(1) 提出期限

平成29年12月18日（月）午後5時まで

※土曜日、日曜日は受け付けできないので、ご了承ください。

(3) 企画提案書 10部

・体裁はA4サイズとし、ページ数の制限はありません。

・企画提案書に求める主な内容は、次のとおりです。

☆運営体制…運営方針、収支計画、品質管理、従業員配置、初期費用、等

☆利用者の利便性…商品構成、営業時間、サービス構成、広報、等

☆立地特性…レイアウトイメージ、環境配慮、行政サービスとの連携、等

☆その他…アピール事項、優位性、熱意、独自提案、等

・2(3)の追加できる業務、4(1)の本市職員厚生会オーナーについて希望する場合は、その旨を明記してください。

(4) 提出方法

持参、または郵送（期限必着）によること。

10. 選定審査

(1) 審査方法

①市職員で構成する選定委員会を設置し、応募者の提出書類及びプレゼンテーションにより審査項目について審査を行います。

②プレゼンテーションの出席者は、責任者を含む3名以内とし、提出済みの企画提案書に基づいて説明を行っていただきます。（追加書類の提出及び機材の使用はできません）

③応募状況によっては、先に一次審査（書類審査）を実施し、プレゼンテーションに参加する数者を決定する場合があります。また、申込者が1事業者であった場合でも審査を行い、運営事業者としての適否を判断します。

④選定委員会では、審査項目に基づく合計得点が最上位の者を最適提案者として、次順位の者を次順位提案者として選定します。

(2) 審査項目及び配点

審査項目	配点（100点満点）
運営体制	30点
利用者の利便性	30点
立地特性	25点
その他	15点

(3) 審査の中止または延期

不正な行為が行われるおそれがあると認められるとき、または審査の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、審査を中止または延期することがあります。

1 1. 審査結果の通知及び公表

審査結果については、提案者全員に文書で通知するとともに、箕面市のホームページ上で公表します。

1 2. 失格事由

次の要件のいずれかに該当する場合は失格とします。なお、運営事業者と決定した後であっても、該当するに至った場合は、運営事業者としての資格を失うものとします。

- (1) 提案書類に虚偽または不備があった場合。
- (2) 応募資格を満たしていない、または満たさなくなったことが判明した場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他運営事業者としてふさわしくないと市長が判断した場合。

1 3. 選定後の手続き

(1) コンビニの設置・運営に係る協議

選定委員会で選定された最適提案者とは、運営事業候補者として、以下のとおりコンビニの設置・運営に係る協議を行います。

なお、正当な事由なく協議を行わないときは、最適提案者としての資格を失い、次順位提案者を運営事業候補者とするものとします。

①コンビニの設置に関する協議

市は、コンビニの設置予定場所である市役所本館1階ロビーにおいて、既存の自動交付機コーナーを平成29年11月末以降に撤去するのに併せて改修工事を実施する予定であり、市は当該工事の設計を行います。

本設計において、コンビニの使用面積、施工区分、工事期間等の詳細について、市と運営事業候補者とは協議するものとします。

②コンビニの運営に関する協議

運営事業候補者の提案に基づき、営業日・営業時間、販売・サービス品目、表示物等のコンビニの運営に関する詳細について、市と運営事業候補者とは協議するものとします。

(2) コンビニの設置・運営に係る覚書の締結

市と運営事業候補者とは、(1)の協議が整い次第、コンビニの設置・運営に係る覚書を締結します。

なお、本市職員厚生会をフランチャイズオーナーとする提案については、同理事会での承認を得ることを停止条件として、覚書を締結します。

(3) 行政財産使用許可手続き

運営事業候補者は、コンビニの設置工事が可能となる日までに、行政財産使用の申請を行い、その許可を得るものとします。

行政財産使用料は、運営事業者が行う工事の開始日から発生します。
なお、行政財産使用許可をもって、正式に運営事業者と決定したものとします。

14. その他

- (1) 参加申込者は、本募集要項に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 箕面市条例をはじめ各種法令を遵守してください。
- (3) 業務上知り得た情報等は第三者に漏らさないでください。
- (4) 本公募に関する情報については、情報公開の対象となります。
- (5) 申込みにあたっての留意事項
 - ・応募のために要する費用は、応募者の負担となります。
 - ・提出された書類は、選考結果に関わらず返還しません。
 - ・他の申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、お答えできません。

15. 参考

- (1) 本庁舎平均来庁者数
 - 平日：約 1,000 人
 - 土曜日：約 200 人
- (2) 市役所内の職員数
 - 平日：約 600 人
 - 土曜日：約 75 人
- (3) 市役所の開庁時間
 - 開庁時間：8:45～17:15（開門時間：8:30～17:45）
 - 閉庁日：日曜日、国民の祝日、休日及び12月29日～1月3日
 - ※土曜日は一部窓口のみ開庁
- (4) 箕面市立市民会館（グリーンホール）の開館時間
 - 開館時間：9:00～22:00
 - 休館日：毎月第3水曜日（水曜日が祝日の場合は翌日）
 - 及び12月29日～1月3日

16. 担当課（応募書類・質疑書・企画提案書の提出先）

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市役所みどりまちづくり部営繕課（別館4階 47番窓口）
Tel:072-724-6719
e-mail:jyuutaku@maple.city.minoh.lg.jp